認可地縁団体(町会・自治会)代表者の皆さまへ

令和8年(2026年)10月1日から、告示事項証明書の表示内容が変わります！

地方自治法施行規則の改正により、令和8年(2026年)10月1日以降に発行する告示事項証明書は、個人情報保護の観点から、代表者の住所を原則非表示とします。なお、証明書は従来どおりどなたでも請求できます。代表者の住所が記載された証明書が必要な場合は、以下の手続きが必要です。

■ 変更内容

現在（令和8年9月30日まで）	令和8年10月1日以降
代表者の氏名及び住所表示	代表者の氏名は表示 **代表者の住所は非表示(黒塗り)**

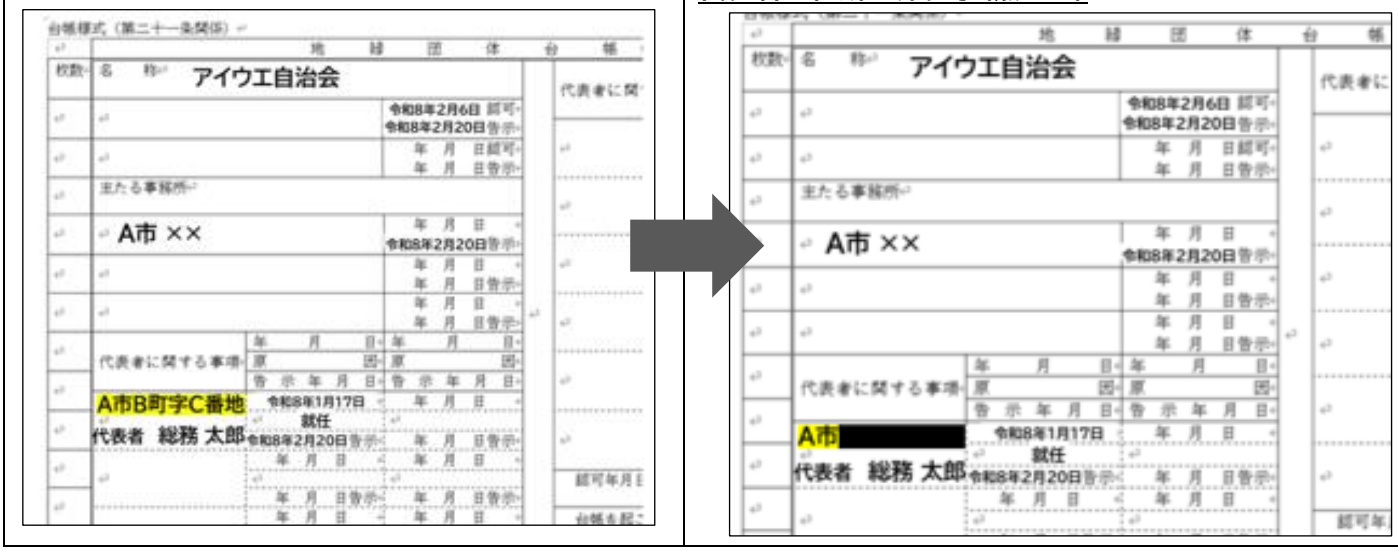

■ 住所入りの証明書が必要な場合

金融機関などへ提出の場合は、**代表者の住所表示が必要か**、提出先に必ず確認してください。

- ☑ 提出先へ住所の表示が必要か確認
- ☑ 証明書の発行には、個人情報の表示・非表示の確認や公印の押印などが必要となるため、発行を希望する場合は、おおむね 5 営業日前までに協働推進課へお電話ください。

■ 手続きの流れ

① 告示事項証明書の提出先に、代表者の住所入り証明書が必要か確認する。
② 協働推進課へ電話連絡をし、以下の内容を伝える。(証明書発行希望日の5営業日前まで) ・ 発行希望日時 ・ 発行通数 ・ 請求者（窓口に来て直接手続きをする方)の氏名 ・ 代表者住所の表示の有無
③ 証明書発行日に協働推進課へ来庁する。（手数料 1通 300円） ※ **代表者住所の記載が必要なとき**には、以下の本人確認を行います。 ■ 代表者本人がお越しになる場合 ・ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をご提示ください。 ■ 代表者本人以外の方がお越しになる場合 ・ 代表者本人が作成した委任状、または代表者本人の本人確認書類の写しをご提出ください。 ・ 受取りに来られる方(窓口で受取りに来られた方)の本人確認書類をご提示ください。

(問合せ先)
市民活動推進部協働推進課 町会・自治会担当
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 042－620-7401

告示事項証明書の発行手続きの変更について

地方自治法施行規則の改正に伴い、令和8年（2026年）10月1日から、告示事項証明書の発行手続き等が変更となります。

1 告示事項証明書の概要

地方自治法に基づき市から認可を受け、法人格を取得している町会・自治会（認可地縁団体）は、認可を受けていることを証明するため、認可地縁団体台帳の写しである「告示事項証明書」を市へ請求することができます。

2 告示事項証明書の表示内容の変更について

地方自治法施行規則の改正により、令和8年（2026年）10月1日以降に発行する告示事項証明書の表示内容が変更となります。

これまで、証明書には代表者の「氏名及び住所」を表示していましたが、個人情報保護の観点から、令和8年（2026年）10月1日以降は原則として「氏名のみ」を表示し、住所は表示しません。

ただし、提出先から代表者住所の表示を求められている場合は、本人確認を行ったうえで、代表者住所を表示した証明書を発行することができます。

証明書を請求される際は、提出先へ代表者住所の表示が必要かどうか事前にご確認ください。

なお、証明書を請求できる方については従来どおり制限はなく、どなたでも請求できます。

3 告示事項証明書の発行手続きについて

(1)事前連絡

証明書の発行を希望する場合は、個人情報の表示・非表示の確認や公印の押印などの手続きが必要となるため、発行希望日の、おおむね５営業日前までに協働推進課へお電話ください。

その際、次の事項をお伝えください。

① 発行希望日時
② 発行通数
③ 請求者（窓口に来て直接手続きをする方）の氏名
④ 代表者住所の表示の有無

(2)発行手数料

証明書の発行手数料は、1通につき300円です。

(3)代表者住所を表示する場合の本人確認

代表者住所を表示した証明書を発行する場合は、窓口で本人確認を行います。

代表者本人が来庁する場合	代表者本人以外が来庁する場合
代表者本人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示ください。	次の書類をご用意ください。 ・ 代表者本人が作成した委任状、または代表者本人の本人確認書類の写しをご提出ください。 ・ 窓口で手続きを行う方（請求者）の本人確認書類をご提示ください。

（問合せ先）
市民活動推進部協働推進課　町会・自治会担当
〒192-8501　八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話　042－620-7401